

上川町の人事行政の運営等の状況

「上川町人事行政の運営等の状況の公開に関する条例」に基づき、職員の給料や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について公表し、その公平性と透明性を高めることとします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の退職及び採用の状況

令和元年度末職員数	令和2年度採用者数	令和2年度退職者数	令和3年度採用者数	令和3年4月職員数
128人	7人	10人	5人	136人

(2) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区分 部門		職員数(人)				対前年増減数(人)			
		平30	平31	令2	令3	平30	平31	令2	令3
一般行政 （福祉関係を除く）	議会	2	2	2	2	0	0	0	0
	総務	27	24	26	25	2	△3	2	△1
	税務	8	7	6	4	1	△1	△1	△2
	労働					0	0	0	0
	農水	8	8	9	9	0	0	1	0
	商工	8	9	9	8	0	1	0	△1
	土木	11	12	12	12	0	1	0	0
	小計	64	62	64	60	3	△2	2	△4
福祉関係	民生	16	15	16	18	0	△1	1	2
	衛生	9	9	8	9	0	0	△1	1
	小計	25	24	24	27	0	△1	0	3
一般行政職		89	86	88	87	3	△3	2	△1
教育		11	10	9	10	0	△1	△1	1
会計部門 （公営企業等）	病院	22	23	21	20	0	1	△2	△1
	水道	5	3	4	3	1	△2	1	△1
	下水道	3	3	3	2	0	0	0	△1
	その他	14	14	13	14	0	0	△1	1
	小計	44	43	41	39	1	△1	△2	△2
総合計		144	139	138	136	4	△5	△1	△2

*部門別職員数には、町長、副町長、教育長は含まれません。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和2年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) (令和元年度の人件費率)
令和2年度	3,363人	6,076,880千円	213,288千円	1,006,124千円	16.6%	14.0%

*人件費は、議会議員や非常勤特別職の報酬、町長等の特別職給与及び職員給与・退職手当組合負担金などが含まれます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和3年度	102人	354,830千円	76,032千円	138,794千円	569,656千円	5,585千円

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
上川町	39.3歳	293,280円	343,076円
			320,748円
国	43.0歳	325,827円	407,153円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給与月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれらすべての諸手当込みのものであり、また下段は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、通勤手当、特殊勤務手当等が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(4) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区 分		上川町	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	182,200円	182,200円
	高校卒	150,600円	150,600円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和3年4月1日現在)

区 分		経験年数7～10年	経験年数10～15年	経験年数15～20年
一般行政職	大学卒	265,380円	286,914円	314,300円
	高校卒	216,250円	248,067円	301,167円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況(令和3年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補・主事・技師	21人	23.9%
2級	主事・技師	5人	5.7%
3級	主任・主査	27人	30.7%
4級	主査・副主幹	3人	3.4%
5級	副主幹・課長補佐・課長	20人	22.7%
6級	課長	12人	13.6%

(7) 期末手当・勤勉手当及び退職手当の状況(令和2年度)

期末・勤勉手当

上 川 町	国
(令和2年度の支給割合)	(令和2年度の支給割合)
期末手当 2.55月分	期末手当 2.55月分
勤勉手当 1.9月分	勤勉手当 1.9月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の給等による加算措置 有	職制上の段階、職務の給等による加算措置 有

退職手当

上 川 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
勤続25年 28.0395月分 33.270750月分	勤続25年 28.0395月分 33.270750月分
勤続35年 39.7575月分 47.709000月分	勤続35年 39.7575月分 47.709000月分
最高限度額 47.7090月分 47.709000月分	最高限度額 47.7090月分 47.709000月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2%～45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置2%～45%加算)
(退職時特別昇給 無)	(退職時特別昇給 無)

(8)その他の職員手当の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	内 容
扶養手当	・配偶者、父母等 6,500 円 ・子 10,000 円 ・満16歳から満22歳までの子 5,000 円加算
住宅手当	・自宅の場合 7,000 円 ・借家の場合(家賃12,000円を超えるものに限る) 27,000 円を上限に支給
通勤手当	・交通機関利用者 55,000 円を上限に支給 ・自家用車等利用者(2km以上) 2,000円 ～ 31,600円
寒冷地手当	支給区分に応じて支給(年額) ・扶養親族のある世帯主 131,900 円 ・扶養親族のない世帯主 72,900 円 ・その他の職員 51,700 円
管理職手当	・管理職又は監督の地位にある職員に支給 課長職等 45,000円 課長補佐職 34,000円
特殊勤務手当	・特殊な業務に従事する職員に支給
時間外手当	・正規の時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給 支給実績(令和2年度一般会計決算) 21,359 千円 職員1人当たり平均支給年額(令和2年度一般会計決算) 251 千円

(9)特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	給料月額等
給 料	町長 745,000円 副町長 613,000円 教育長 560,000円
報 酬	議長 249,300円 副議長 208,600円 議員 179,800円
期 末 手 当	町長 (令和2年度支給割合) 4.45月分 副町長 教育長 議長 (令和2年度支給割合) 4.45月分 副議長 議員
退職 手 当	(算定方式) (支給時期) 町長 給料月額×在職年数×5.126 任期毎に支給 副町長 給料月額×在職年数×3.234 任期毎に支給 教育長 給料月額×在職年数×2.838 任期毎に支給

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間の状況(令和3年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日
38時間45分	8時30分	17時15分	12時から 13時まで	土曜日 日曜日

(2)年次休暇の状況(令和2年1月1日から令和2年12月31日)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日時数	消化率
A	B	C	B/C	B/A
3,837日	930.2日	99人	9.4日	24.2%

(3) 休暇等の種類(令和3年4月1日現在)

区 分	内 容
年次有給休暇	1 暦年毎に20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰越すことができる。
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間
特別休暇 (主なもの)	結婚休暇 5日以内 産前休暇 8週間以内(多胎妊娠の場合14週) 産後休暇 8週間以内 配偶者出産休暇 3日以内 子の看護休暇 子が3歳以上 5日以内(子が2人以上の場合10日以内) 子が3歳未満 6日以内(子が2人以上の場合12日以内) 忌引休暇 職員の親族が死亡したとき 例: 配偶者 10日以内 血族父母 7日以内 血族祖父母 3日以内など 夏季休暇 3日以内
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり親族を介助しなければならないとき。 6月を限度として必要と認められる期間

4 職員の分限及び懲戒処分の状況(令和2年度)

処分の種類	処分者数	内 容
分限処分	0 人	分限処分とは、公務能率の維持を目的とした処分で、勤務成績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障等がある場合、職務に必要な確性を欠く場合等の際に、職員に対して行われる処分です。
懲戒処分	免職 0 人	懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的な責任を問い、秩序維持を図ることを目的とした制裁的な処分で、地方公務員法など又は条例規則、規程に違反し又は職務を怠った場合の際に、職員に対し行われる処分です。
	停職 0 人	
	減給 0 人	
	戒告 0 人	
	訓告等 0 人	

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況(令和2年度)

(町内・町外)

研 修 名	場 所	日 数	人 数
法令実務(基礎)研修	札幌市	2 日	1 人
管理能力研修	札幌市	2 日	1 人
税務事務(基礎)《固定資産税》研修	札幌市	3 日	1 人
定住自立圏協定に基づく合同研修「ダイバーシティ研修」	旭川市	1 日	1 人
町村職員基礎研修	旭川市	3 日	7 人
メンタルヘルスセミナー(管理職)	旭川市	1 日	2 人
定住自立圏協定に基づく合同研修「メンタルヘルス研修」	旭川市	1 日	1 人
普通救命講習	上川町	1 日	1 人
地方公務員法研修	札幌市	2 日	1 人
行政法研修	札幌市	2 日	1 人
町村職員初級研修	旭川市	3 日	9 人
指導能力研修	札幌市	2 日	1 人
政策形成基礎講座	札幌市	2 日	1 人
町村職員法務研修(基礎)	東神楽町	2 日	3 人
上川地区法務実務入門研修	旭川市	1 日	2 人
町村職員中級研修	美瑛町	3 日	4 人
甲種防火管理者講習	旭川市	2 日	3 人
新規採用職員基礎・初級研修講師養成講座	札幌市	2 日	2 人

(職場内)

研 修 名	講 師	開催月	人 数
新規採用職員研修	企画総務課長他	4 月	6 人
ハラスメント研修(eラーニング)	人事院公務員研修所客員教授 高嶋 直人 氏	10~12月	103 人

(2)勤務成績の評定の概要(令和2年度)

人事考課は該当なし

6 職員の服務の状況

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(同法第32条)、信用失墜行為の禁止(同法第33条)、秘密を守る義務(同法34条)職務に専念する義務(同法第35条)、政治的行為の制限(同法第36条)、争議行為等の禁止(同法37条)営利企業等の従事制限(同法第38条)など、服務上の強い制約を課しています。

7 職員の福利及び利益の保護の状況

(1)職員の保健の状況(令和2年度)

市町村職員共済組合	1短期給付事業(保健給付、休業給付、災害給付、附加給付など) 2長期給付事業(退職給付、障害給付、遺族給付など) 3福祉事業(保健事業、貯金事業、貸付事業、物資事業など)
市町村職員福祉協会	1福利厚生事業(入院見舞金、出産祝金、弔慰金、介護見舞金など) 2医療給付事業(退職後の医療費、死亡弔慰金など) 3貸付事業 4福祉年金事業

(2)公平委員会の状況(令和2年度)

区 分	件 数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申し立て	0件